

核廃棄物のこれ以上の増加を認めず、高浜原発の再稼働に反対しよう



今年2月17日、経産省内の「放射性廃棄物WG」は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定案を公表した。現行「基本方針」は法律の規定に基づいて、2008年3月14日に閣議決定されたもので、今回の改定案は3月中に閣議決定されると言われている。

この改定案は、300m以深の地層内に最終処分することを目指す点は従来と同じだが、閉鎖までの暫定期間に「可逆性」「回収可能性」の確保を盛り込んだ点に従来と違う特徴がある。しかし、何か不都合が起こったとき、劣化している物を回収できるのか、回収した物をいったいどこに運ぶのか。「回収可能性」は受け入れ抵抗を下げるための単なる方便ではないのだろうか。

改定案のもう一つの特徴は、「使用済燃料の直接処分その他の処分方法に関する調査研究を進める」と初めて直接処分に触れたことである。現在、原発サイト内プール等と六ヶ所再処理工場プールに17,300 tUの使用済燃料が溜まっている。これまで国内で再処理したのは650 tU程度だけだ。再処理の見込みが立たない中、直接処分に言及せざるを得なくなったのだろう。

政府の方針はもちろん、原発・核燃料サイクルの全体的な推進を狙うものである。「再処理やプルサーマル等の推進」、「原子力発電に伴って発生する使用済燃料を安全に管理する必要がある。このため、使用済燃料の貯蔵能力を強化することが必要」と、今後も使用済燃料を無制限に増やしていく計画である（「エネルギー基本計画」（2014.4）、p.44～45）。

今回の「放射性廃棄物WG」が「可逆性」等の概念を取り入れたのは、2010年9月7日付原子力委員会からの「依頼」に対する日本学術会議の「回答」からの流れによるものである。「依頼」は、最終地層処分の候補地を長らくどこも応募しない中で、どうすれば国民を説得できるかについての検討であった。これを受けた学術会議が検討を進める中で3・11が起これ、「依頼」の枠内では問題が解決しないことが明白になった。そのため、学術会議は「回答」の中で、▽地層処分だけを先行させるのではなく、大局的な原子力政策を打ち出すこと、▽現在の科学的知識では遠い将来の安全性までは予見できないこと、▽そのため「暫定保管」とし将来はその世代の判断に委ねること、▽「可逆性、回収可能性」を取り入れること、▽廃棄物の「総量管理」をすること、等を打ち出した。ところが前記「放射性廃棄物WG」の改定案には、「可逆性、回収可能性」が取り込まれただけで、「暫定保管」という明確な考えはなく、まして「総量管理」は完全に無視され、使用済燃料を無制限につくる意図である。

2月17日には学術会議の「政策提言案」が新たに出されている。産経新聞によれば、その中に次の重要な観点が入っている。①暫定保管施設は各事業者が管内に1カ所ずつ確保。負担の公平性の観点から、この施設は原発立地以外が望ましい。②現世代の将来世代に対する世代責任を真摯に反省し、暫定保管の期間を不必要に引き延ばすことは避けるべきだ。この②のように本当に真摯に反省するのであれば、原発はすべて直ちに止めるしかない。

同じ2月17日に、福井県は高浜3・4号の再稼働を認めるための5条件を示した。その中には「中間貯蔵施設の県外設置に向けた積極的な関与」、「取り組み強化の具体的な方針」を国に求めている（福井新聞2.18）。「積極的な関与」とはどこまでを求めるのか明らかでないが、もちろん高浜3・4号の再稼働を認め、使用済燃料の増加を認めるためのある種の注文なのだろう。どこであろうと、「中間貯蔵施設」に反対しよう。

これらの動きに対抗するために、放射性廃棄物問題の全体像、まずは使用済燃料の発生を止めることが何よりも優先されるべきことを明らかにする必要がある。そのような観点からも高浜3・4号、川内1・2号の再稼働に反対していこう。